

上場株式に関する評価の変遷

商法	企業会計
<p>昭和 25 年 第 285 条</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引所の相場のある有価証券については、決算期前 1 月の平均価格を超える価額を付することを得ず 	<p>昭和 24 年（昭和 29 年一部改正） 【企業会計原則】 <u>市場性のある有価証券で一時的所有のもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として時価による。ただし、市場の状況等を勘案し、適当な減価を考慮して評価することができる。 <p><u>投資</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 取得価額又は投資価値による。
<p>昭和 37 年 第 285 条の 6</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式については、取得価額を付する 取引所の相場のある株式は、時価が取得価額より著しく低い時は、取得価額まで回復すると認められる場合を除き時価を付すことを要す（強制評価減 - 第 285 条の 2 第 1 項但書準用） 時価が取得価額より低い時は、時価を付することを妨げず（低価法 - 第 285 条の 2 第 2 項準用） 	<p>昭和 38 年 【企業会計原則】 <u>市場性ある有価証券で一時的所有のもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として取得原価による。 市場価格が著しく下落し、回復可能でないと認められるときは、時価まで価額を引き下げなければならない（強制評価減） 時価が取得原価よりも下落した場合は、時価によることができる（低価法） <p><u>投資</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として取得価額による。 株式の実価が著しく低下した時は、相当の減額をしなければならぬ。（強制評価減）
<p>昭和 49 年 第 285 条の 6 の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> 子会社株式について低価法の採用を除外する。 	<p>昭和 49 年 【企業会計原則】 <u>取引所の相場のある有価証券</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として取得原価による。 時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価を貸借対照表価額としなければならない（強制評価減） 時価が取得原価よりも下落した場合は、子会社株式を除き、時価によることができる（低価法）

商法	企業会計
<p>平成 11 年 第 285 の 6 の改正（追加）</p> <ul style="list-style-type: none"> 時価を付することができる（時価評価 - 第 285 条の 2 第 3 項準用） <p>（平成 15 年 4 月 1 日以後、財産評価の特例は第 285 条により省令委任され、内容は商法施行規則に移行している。）</p>	<p>平成 11 年 【金融商品に係る会計基準】</p> <p><u>売買目的有価証券</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 時価をもって貸借対照表価額とする 評価差額は、損益とする <p><u>その他有価証券</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 時価をもって貸借対照表価額とする 評価差額は、原則として、資本の部に計上する 時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失としなければならない（強制評価減）

（参考）

米国基準	国際会計基準
<p>昭和 50 年 SFAS 第 12 号（市場性のある有価証券）</p> <ul style="list-style-type: none"> ポートフォリオ別低価法（流動・固定の別にグルーピングし、取得原価の合計と時価の合計を比較する低価法） 評価差額は、流動の場合損失に計上、固定の場合資本の部に計上 固定の部に計上されるものについては、減損（一時的でない下落）の規定あり（個々の銘柄ごと） 	<p>昭和 61 年 IAS 第 25 号（投資の会計処理）</p> <p><u>流動資産として分類されるもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 時価または、取得原価と時価のいずれか低い額で評価 <p><u>固定資産として分類されるもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 取得原価、再評価額、ポートフォリオ別低価法のいずれかで評価（再評価額による場合評価益は資本の部、評価損は損失に計上） 固定の部に計上されるものについては、減損の規定あり（個々の銘柄ごと）
<p>平成 5 年 SFAS 第 115 号（負債証券及び持分証券による投資）</p> <p><u>売買目的有価証券</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 時価で評価 評価差額は損益として計上 <p><u>売却可能有価証券</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 時価で評価 評価差額は資本の部で認識する 減損（一時的でない下落）の規定あり 	<p>平成 12 年 IAS 第 39 号（金融商品）</p> <p><u>短期売買目的で保有する金融商品</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 時価で評価 評価差額は損益として計上 <p><u>売却可能金融資産</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 時価で評価 評価差額は、(a) 損益として計上するか、(b) 資本の部で認識する 上記(b)の場合、減損の規定あり

以上